

要安全確認計画 記載建築物 (沿道建築物に限る)

除却工事助成・建替え設計助成
・建替え事業資金利子補給

- 補助対象** 耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断され、
「耐震診断の結果の報告書」により、市に報告を行った**沿道建築物**
- 耐震改修促進法第7条第2号に規定する建築物
※国、地方公共団体その他公の機関が所有する部分を除きます。

補助金額

除却工事 以下のいずれかのうち低い金額

- 除却工事費用の**11/15**以内 ● **6,050万円**
- 延べ面積×3万円/㎡×**11/15**以内

建替え設計 (除却設計+新築設計) 以下のいずれかのうち低い金額

建替え設計

- 告示第98号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」により算定した額の**5/6**以内
- **500万円**

※建替え設計は同年度内の除却工事着手が条件となります。

建替え事業資金利子補給

建築工事期間中 (最大3年間)、建築工事費の借入れに係る利子を補給

- 利子を計算するときの元金に、既存建築物の規模等に応じた上限を設けます。
- 利子を計算するときの利率は、**年利3%**を上限とします。

※除却工事の前年度までに事前協議が必要です。

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

総合設計制度による容積率の緩和

詳しくは、建築指導部建築指導課 (052-972-2918) までお問い合わせください。

お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL | **052-972-2773** FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



名古屋市 要安全

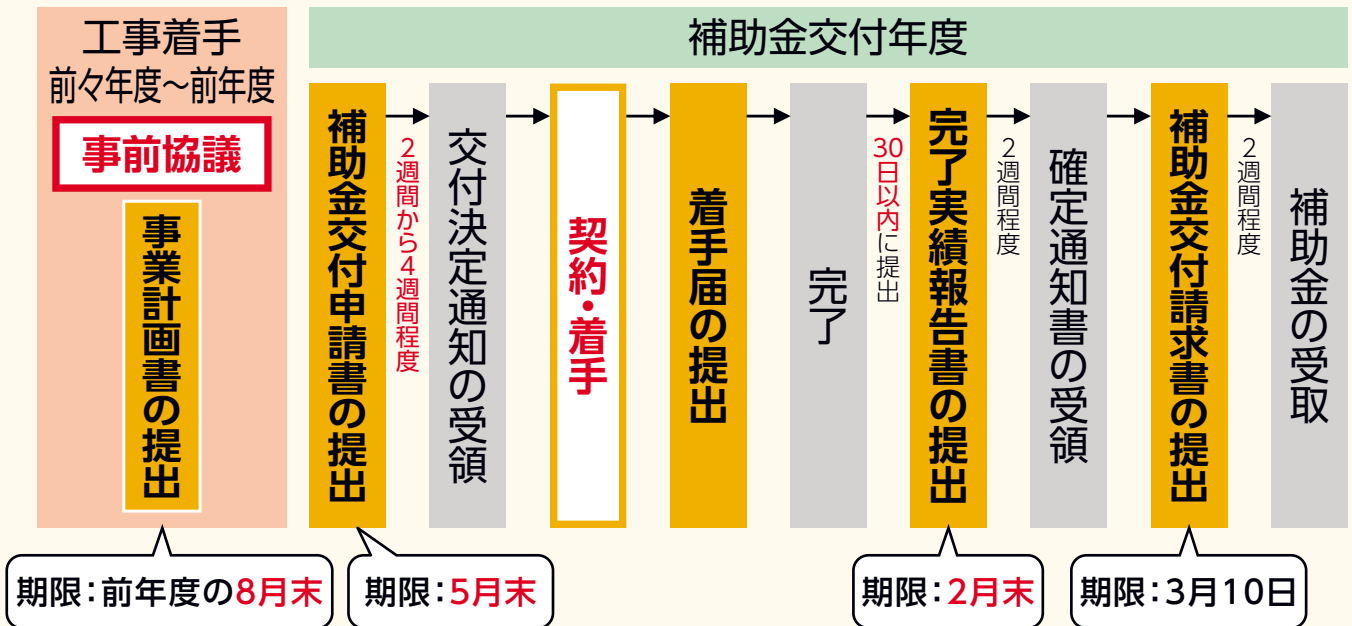
検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

除却工事補助金交付の流れ

複数年にわたる場合は手続きが通常と異なるため、耐震化支援課までお問い合わせください。

除却工事補助金の交付には、**工事着手の前年度までに事業計画書の提出が必要です。**



その他利用できる制度

代理受領制度

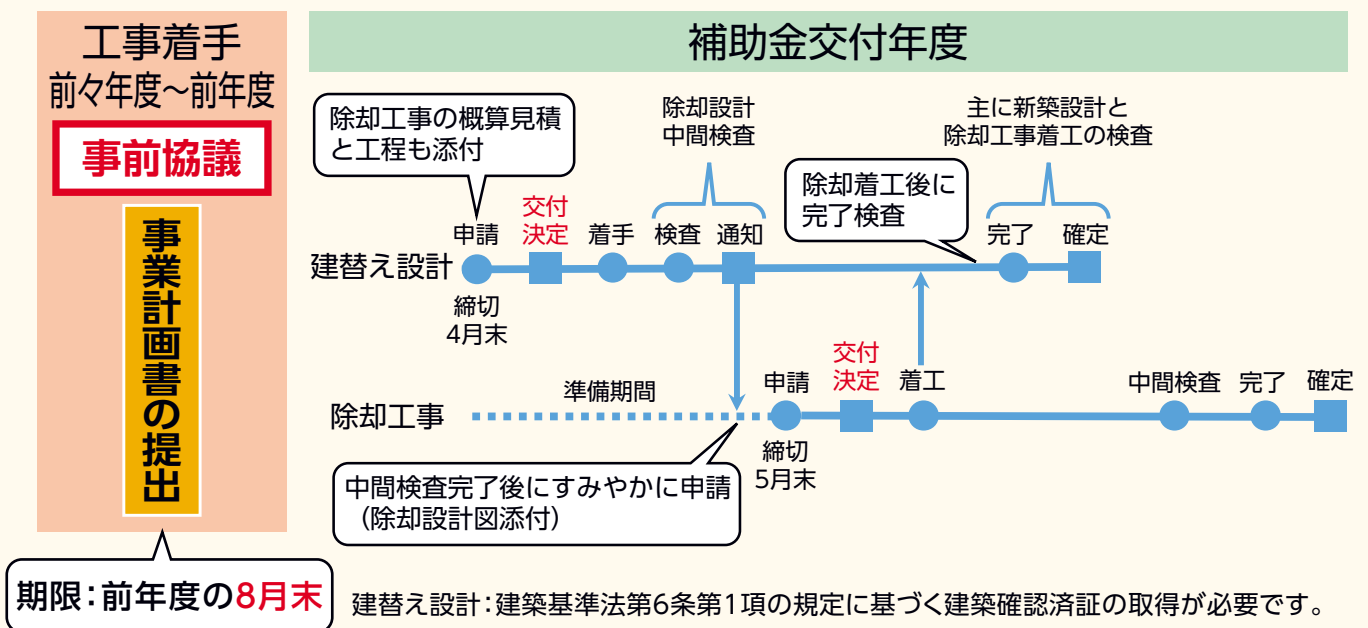
工事費等と補助金の差額分のみご用意すればよく、**当初の費用負担が軽減**できる代理受領制度がご利用いただけます。詳しくは、耐震化支援課までお問い合わせください。

※工事途中で中間検査に伺います。

建替え設計+除却工事補助金交付の流れ

複数年にわたる場合は手続きが通常と異なるため、耐震化支援課までお問い合わせください。

建替え設計補助金の交付には、**前年度までに事業計画書の提出が必要です。**



建替え事業資金利子補給金の交付には、**除却工事に着手する前年度までに建替え事業全体の事業計画書の提出が必要です。**詳しくは、耐震化支援課へお問い合わせください。